

令和7年度第2回大府市空家等対策協議会 要点記録

開催日時	令和8年2月19日（木）午後2時00分～午後3時00分
開催場所	大府市役所5階 委員会室1
出席者	会長：児玉 善郎 委員：深谷 政次、前田 博子、吉村 比富、藤崎 あかり、岡村 秀人 ※敬称略
欠席委員	相馬 美保子、大城 浩子 ※敬称略
事務局	伊藤部長、竹嶋課長、神田係長、浅岡主査、後藤主事、吉永推進監
傍聴者	非公開のため傍聴なし
次第	1. あいさつ 2. 報告事項 （1）大府市空家等対策計画における事業の実施状況について （2）老朽度・管理不全度の高い空家等への対応について （3）管理不全空家等の認定について （4）管理不全空家等の立入調査に関する条例規定（改正）について

1. あいさつ

2. 報告事項

（1）大府市空家等対策計画における事業の実施状況について

事務局から説明を行い、主に以下の点について意見があった。

- ・次年度以降の老朽空家除却費補助金について、対象を拡充することで件数が増える見込みで検討しているのか。

⇒（事務局） これまでは不良住宅と同等の空き家及び特定空家等に補助対象を限定していたが、新たに管理不全空家等も対象に加えることで、補助件数を増やしていきたいと考えている。

（2）老朽度・管理不全度の高い空家等への対応について

（3）管理不全空家等の認定について

（2）、（3）を併せて事務局から説明を行い、主に以下の点について意見があった。

- ・協議会で取り上げている空き家については、所有者と連絡が取れない事案や相続手続が未了のため対応が停滞しているケースが見られることから、市、関係団体及び専門家が連携し、早期の問題解消につなげてほしい。

⇒（事務局） このような事案は空き家問題の象徴的な例であると認識しており、解決に向けて引き続き関係機関の皆様のご協力をお願いしたい。

- ・空き家問題には相続が関係していることが多く、一般の方にとって心理的ハードルが高い。問題が深刻化する前に、現段階で取り得る選択肢を示すなど伴走支援があるとよい。
⇒（事務局）ウェブサイトや広報特集、相談会の開催、個別通知などを通じて、気づきにつながる取組を進めていきたい。
- ・管理不全空家等の把握や認定の進め方について、市の調査に加え市民からの情報提供も契機となるのか。
⇒（事務局）情報提供は随時受け付けており、実態把握調査等を通じて状況を確認した上で、状態に応じて優先順位を付けながら、所有者との協議を踏まえて段階的に対応していく。

（４）管理不全空家等の立入調査に関する条例規定（改正）について

事務局から説明を行い、主に以下の点について意見があった。

- ・愛知県内で、管理不全空家等の認定に向けて敷地内への立入りを条例で定めている自治体はあるか。
⇒（事務局）管理不全空家等を対象とした事例については、県内にはないものと認識している。なお、国土交通省に確認したところ、県外の事例として1件が示されており、その事例については把握している。

以上